




No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	みどりの基本計画 修正案
1-1	全体	計画全体について	「都心から一番近い森のまち」のために「自然と社会が共生する、持続可能で魅力ある街づくりを進める本計画は素晴らしく是非お進め頂きたいと思いました。「みどりの魅力にふれあえる 森があるまち流山」の将来像は素敵です。脚注に用語の説明が付記されるなど、本編、資料編共に市民により分かりやすくなるように工夫されていると思いました。 計画の策定は大変なご苦労があると存じます。大変良い計画を本当にありがとうございます。	・本計画を計画的に推進できるように適正な進捗管理に努めます。	無	
1-2	本編 P18	みどりの将来像図	みどりの軸や水の軸など、連続性を考慮した整備は大変良いアイデアであり、是非推進して頂きたいと思いました。これらの「軸」による連続性は、みどりや水について「市民のふれあい」があって活かされるものと存じます。そのためには、みどりの軸や水の軸と、人の動線の配置を適切にすることが欠かせません。これら環境の軸に沿って、人が移動できるよう交通計画との調整が図られると、市民によるみどりの理解や活用がさらに進むのではないかと思います。本計画では人の動線や交通の観点には言及されていませんが、交通計画との調整についてアイデアがあれば教えてください。もしアイデアがないようであれば今後調整されることを提案します。	・将来像図で示しているみどりの軸の中には、歩行者空間と一体的に整備された街路樹など、街なかのみどりを含んでいます。これらは、人の動線とリンクしていると考えています。 ・また、みどりや水の軸の中だけではなく、全市域を緑化重点地区と位置づけ、まちなか森づくりプロジェクトやグリーンチェーン戦略の推進など、歩きたくなるまち(ウォーカブル都市)を目指して、人々の生活の中で、みどりを感ずることのできる緑視率を高める取り組みを行ってまいります。 ・ウォーカブル推進都市について本編に追記します。	有	本編P31 基本施策2-2 まちなみを創る 下線部を追記  タイトル> みどりとまちなみが調和した、みどりあふれる歩きたくなる街を創ります。  本文最終行> 歩きたくなるまち(ウォーカブル都市※)を目指して、緑視率を高め、人々の生活と都市を……  P31下部の用語説明> ウォーカブル都市について追記
1-3	本編 P21	目標2 市内のみどりに対する市民満足度	表記ミスと思う箇所です。78.8%から85%に増えることを+6.2%(6.2%増加)とは言いません。正しくは「+6.2ポイント」と思います(パーセントの数値そのものの増減はポイント(パーセントポイント)を使って表します)。ご確認ください。	・増加部分の表記を「6.2ポイント」に修正します。	有	本編 P21 及び 概要版 P3 「+6.2%」→「+6.2ポイント」
1-4	本編 P22	基本方針2 みどりの創出	植樹は良い試みと思います。植樹種類の選定の際には、生態系との整合性など、既存種を考慮することが望ましいと考えます。また景観を考慮することも重要と存じます。学術的知見が必要な内容と存じますので、審議会等、専門の先生方のご意見を聞くこともご検討下さい。	・植樹活動であるまちなか森づくりプロジェクトでは、専門家の意見を参考にして在来種であるシイ、タブ、カシを中心として景観、樹木の生育環境、継続的に適切な管理を行いやすい環境等から総合的に判断して樹種を選定し、植樹を行っています。 ・今後も引き続き、上記に留意して樹種の選定を行います。	無	
1-5	全般		流山市には環境審議会があると存じますが、この計画は本編・資料共に審議会について一切触れられていません。環境審議会の役割は「環境の保全に係わる基本的事項等に関し、必要な調査および審議」とされており、本計画の内容に大きく関係していると思いますので、全く言及されていないのには違和感がありました。おそらく本計画案の策定にあたっては審議会に諮っているのではないかと推察します。ホームページの審議会の議事録に掲載されていたとしても、本計画のどこかに「審議した」旨のひとことが書かれていなければ、私を含めて一般の市民は探せません。また、本計画の実施にあたっては、第三者の学識経験者の審議会の先生方の知見が欠かせないと考えます。本計画における審議会の役割を本文中に明記することを提案します。	・環境審議会は市の環境政策部門(例えば、地球温暖化対策、生物多様性等)について審議することとしています。 ・本計画は、学識経験者、商工業関係者、農業関係者、市民等から成る「流山市緑の基本計画策定委員会」により、審議をされて策定作業を行っています。 ・策定委員会の意見を受けて策定されていることを計画本編にも明記します。	有	本編P4 1-2 計画の位置づけ  下記を新規で記載  (4)計画の策定 本計画は、市民の意見を聴き取りした上で、学識経験者、商工業関係者、農業関係者、市民等からなる、策定委員会により審議され、策定されました。  >> 策定体制に関して 資料編P27

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	みどりの基本計画 修正案																		
1-6	本編P39	重点プロジェクト1 流山市総合運動公園の再整備プロジェクト	本計画で重点プロジェクトとして整備される流山市総合運動公園には、蒸気機関車D51 14号と流鉄流山線キハ31が展示されています。デゴイチは実質1号機で日本の発展を、キハ31は流山や東葛地域の発展を支えてきたもので大変価値があり、貴重な市民の財産です。現状の地図には、デゴイチとキハ31の記載が抜けており、本計画を拝見した当初、これら市民の財産が廃棄されてしまうのではないかと危惧しました。誤解を防ぐためにも、本図を含めて、今後の計画図には両車両の位置を明記することを提案します。もし位置が決まっていなければ、注釈でその旨を記載してください。なお、両車両の整備計画とふるさと納税の寄付が募られていることをはじめて知りました。素晴らしい試みと存じます。市民として是非協力したいと思いました。本計画に説明される通り、流山市のみどりは人間とのかかわりで変化してきたものです。その保全と活用にはみどりと社会のつながりを理解していくことが重要であり、近代的な「みどり」の中に社会を支えた両車両が展示されていることは流山の社会—自然の相互関係を示す良いアイコンになると思います。どうか末永く両車両を整備保全してください。	・D51形蒸気機関車14号及びキハ31は、寄附を受けて改修を行う予定です。 ・車両の位置の変更を行う予定はございません。 ・計画本編の基本設計平面図には、SLの位置を明記します。	有	本編P39 基本設計平面図 該当の場所に「SL D51」の言葉を追記する。																		
2-1	本編P1	みどりの基本計画の内容について	みどりの基本計画は、都市緑地法第4条に基づく法定計画であるが、流山市は「都心に一番近い森のまち」を目指すまちのイメージとして、実現に努力しているところであるから、「みどり」の中でも「森」を大事に取り扱い、必要な施策をとるべきと考える。流山市には森林法に基づく整備計画が見当たらないが、この森林法の理念と内容も考慮し必要な施策を含めて、みどりの基本計画を策定すべきと考えます。	・流山市森林整備計画(平成30年4月1日策定)とは調和を図って策定作業を進めてまいりました。	無																			
2-2	本編P9 資料編P9	緑被率の推移について	緑被率を緑の現状を示す指標の一つとしているが、適切であろうか？ある定義によれば、緑被率とは緑がもつとも生い茂る時期の空中写真から測定される緑地の割合とされており、杉並区、横須賀市や朝霞市では5～8月の航空写真を用いている。1月のデータを使うのは適切であろうか？季節によって緑の状況が異なり、1月は緑の状態と言えるのかどうか？上記の定義に従うべきではないか？田畑、山林、水面などを含むが、水面を緑に含むのは妥当ではないのでは？又、田畑も冬場はほとんど緑の状態とは言えない。更には、金沢市のHPによれば、緑被率の計算には有効計数(例えば、高木2.0 裸地0.8など)を用いている。後述する前計画からの変化の分析においても理解に苦しむ点が見られる。従って、緑被率については参考データとして本文から外し資料編に含めるべきではないか？	・緑被調査に用いる航空写真の撮影には多額の費用がかかることから、毎年1月に固定資産税の現況把握を目的として撮影を行う航空写真を引用して調査を行いました。 ・緑被部分の分析の際には、航空写真だけでなく、土地利用現況図等の情報と整合を図ってみどりに覆われている部分の面積を算出しています。 ・計画の対象としている緑地は、都市緑地法第3条1項において定められており、池沼、河川、海、湖等の水面も含むことから水面においても計画の対象とし、緑被に算入しています。 ・緑被は市全域のみどりの現況を把握する手法の一つです。よって、緑化施策の基礎資料として用いるためにも、今後も計測する予定です。	無																			
2-3	本編P9 資料編P9	みどりの量	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>全市</td> <td>北部</td> <td>中部</td> <td>南部</td> <td>東部</td> </tr> <tr> <td>前(H16-1-1)</td> <td>42.2</td> <td>46.4</td> <td>49.4</td> <td>28.9</td> <td>38.7</td> </tr> <tr> <td>今回(H30-1-1)</td> <td>40.3</td> <td>51.6</td> <td>36.4</td> <td>26.7</td> <td>44.0</td> </tr> </table> <p>本計画では、全市的には微減であり、みどりの減少をゆるやかに留めることができているという評価になっているが、実感と異なるのではないか？地域別にみると、中部地域や南部地域は開発の進み具合から見ておかしくないと言えるが、東部地域にははやぶさの森の開発などで森の減少がみられること、北部地域では物流センターの稼働によりH30-1-1時点では約40ha(約4%の減少に相当)の田畑が減少していることから考えられない増加である。前計画と今計画を比較すると緑被率の計算(対象範囲等)に変化があったのではないかと推定される。前計画との比較が分野別に細かく正確にできず原因分析ができないが、今回の実態は40.3%より低いと推定される。比較できない指標であることから指標として用いることは疑問である。</p>		全市	北部	中部	南部	東部	前(H16-1-1)	42.2	46.4	49.4	28.9	38.7	今回(H30-1-1)	40.3	51.6	36.4	26.7	44.0	・前計画策定から10年以上が経過し、緑被部分の測定精度が上がったことから、前回の計画の数値と純粋に比較することができません。しかし、前計画の目標水準の1つであったことや、市全域のみどりの現況を把握する手法であることから、計測を行い、値を確認しています。 ・なお、本計画では緑被率を指標にはしておりません。 ・今回の計画で用いた緑被の計測方法により、今後の経年変化を確認する予定です。	無	
	全市	北部	中部	南部	東部																			
前(H16-1-1)	42.2	46.4	49.4	28.9	38.7																			
今回(H30-1-1)	40.3	51.6	36.4	26.7	44.0																			



No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	みどりの基本計画 修正案
2-4	本編 P12、P21	計画目標について	計画の目標として、保全・創出するみどりの量が約65haとなっているが、創出が約27haで少なく目標が少なすぎる。市全域では、現状値が前計画の480ha(13.6%)に対して、367ha(10.4%)と大幅に減少している。しかも、今計画の現状値よりも、人口推定によれば人口が約1割増えることから住宅用地も約1割増えたとすると88haが新たに開発されることになるが、マンション比率なども考慮すると少なくとも約50haのみどりが喪失されるものと推定される。従って、約27haを新たに創出してもとても間に合うものではなく。紺計画での「市内のみどり367haの維持に努めます」は絵にかいた餅である。なので、前計画で目標値設定「2019年目標706ha(20.2%)」に倣ってもっと大胆な目標480ha(13.6%)を掲げて、2003年水準まで戻すよう努力すべきと考える。	・新しいみどりを創出することは、買収などによる土地の確保を伴うため、大きな数値目標をたてることは非常に困難です。 ・今後は、新しくみどりを創出するだけでなく、現在みどりがある土地が減ってしまわないように保全していくことが重要になってくると考えています。よって、重要なみどりを見極め、未来にみどりを残すことも含めて、今後10年で「創出・保全」するみどりを65haとする目標をたてました。	無	
2-5	本編 P21	計画目標について	近くの大きな公園(約3000㎡)では、老朽化した桜の木や台風等での倒木が伐採撤去されたままで樹木が減っているのが現状。撤去した場合は必ず代わりの樹木を植えて維持することを原則にすべきである。	・周辺環境や現地の状況、地元住民の意見を伺って対応を行っています。	無	
2-6	本編 P30	基本施策2-1 個別施策② 市民に親しまれる公園・緑地の整備	公園の整備においては、ベアグラウンドをなくし芝生化してみどりを創出すべきである。近所の公園はどれもベアグラウンドである。更には、樹木をもっと植えて(公園の周囲を樹木で覆いつくすように)、緑陰で芝生で家族がくつろげる環境にしたい。空地进行を市民農園化してみどりの創出と共にコミュニティ醸成を図ってはどうか？ 市民アンケートでの公園や緑地に対する満足度が低いこと、身近に感じられるみどりが少ないという声に応えられるのではないかと。 その他みどりの創出では、リハビリテーションと療養の効果があるとされる医療福祉施設における屋上緑化空間の創出も施策に取り入れるべきである。	・全ての公園を芝生にすることや、公園の周囲を覆いつくすほどのたくさんの樹木を植栽することは整備費、管理費が非常に大きくなることから、困難だと考えています。 ・使われていない民有のスペースにおいて、市民緑地認定制度などの様々な手法・制度を用い、市民農園化を含め多くの可能性を考慮し、検討します。 ・医療福祉施設に限らず、開発事業の協議対象となるものに対し、事業者との緑化協議の中で、屋上緑化も緑化手法の一つの選択肢として、引き続き指導を行ってまいります。	有	本編P33 基本施策3-1 個別施策② 下線部を修正する 【意見2-10の修正も含む】  公園の魅力向上→みどりの魅力向上  総合運動公園をはじめとした市内の公園において、民間事業者によるカフェやレストラン、バーベキュー等の施設の整備や <b>ボール遊びの検討</b> 、プレーパーク開設等、公園の魅力向上に努めるほか、 <b>使われていない民有のスペースにおいて、市民緑地認定制度など様々な活用方法を検討します。</b>
2-7	本編 P32	基本施策2-2 個別施策③ 民間事業者や公共施設による緑化の推進	流山インターチェンジ周辺の物流施設(新川耕地の東半分のみどりが喪失)ロジポート流山から流山工業団地の南側まで総面積約92haが物流施設ができ、約10年前から数年先までの間にその分のみどりがつぶれることになる。流山市開発事業の許可基準等に関する条例によれば、3000㎡以上では敷地面積の5ないし6%緑化、3000㎡未満では3%である。条例を改訂して、3000㎡以上で10%、未満で5%にあげてみどりの創出を図るべきと考える。	・流山市開発の許可基準等に関する条例に基づき、新川耕地地区については、景観計画で重点区域に制定されているため、事業区域の20%以上を公園等や植栽地により緑化することが義務付けられています。 ・今後の新川耕地の開発も、上記緑化を義務付け、指導していきます。	無	
2-8	本編 P25	基本施策1-2 個別施策① みどりの実態調査	継続的に緑被率の測定を行い、市内のみどり状況把握に努めます。とあるが1月の測定には疑問があるが、今計画が1月のデータを基準としている限り、同じ調査方法を採用して、資料編P.9の内訳でデータを公表して欲しい。3年ごとに定期的な調査を望む、その上でみどりの量を公表し、基準と目標値に対してどう乖離しているか明らかにしていただきたい。	・今後の緑被率の算出の際は、同月の写真・同じ調査方法により行います。 ・緑被率の調査は、費用が大きくなるものであるため、3年ごとの調査は困難です。市内の土地利用などの変化を注視し、状況に応じて調査を実施する予定です。	無	
2-9	本編 P33	基本施策3-1 個別施策① 公園の活性化に関する協議会設置の検討	公園ごとの協議を行う組織を設置とあるが、公園の清掃などは自治会が業務委託しているケースが多い。自治会をうまく取り込まないと、協議会がいいとことりとの批判が生じる可能性がある。業務委託している自治会にもっと権限を与えても良いのではないかと。	・協議会を組織したり、開催したりするには、その目的や協議内容により地元自治会等、関係者の意見もうかがう予定です。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	みどりの基本計画 修正案
2-10	本編 P33	基本施策3-1 個別施策② 公園の魅力向上	プレーパークは結構な事と思いますが、すでに試験的運用が始まっているボール遊びができる公園を増やすことを含めて欲しい。野球とかサッカーなどのボール遊びが禁止されていて、お母さんから何とかしてくれと言われていて。路上とかで遊ばせるのも危険であるから、一定のルール(時間限定とか、ネットで場所限定とか、ソフトなボールは許可とか、大人と一緒にならOKとか)のもとで自由に使えるようにしてほしい。	・公園におけるボール遊びについては、周辺住民や地元自治会に見守り役などのご協力を得ながら試行を行いました。 ・今後も地元の要望にあわせて実施します。 ・ボール遊びの試行について、計画本編に掲載します。	有	本編P33 基本施策3-1 個別施策② 下線部を修正する 【意見2-6の修正も含む】  公園の魅力向上→ <b>みどりの</b> 魅力向上  総合運動公園をはじめとした市内の公園において、民間事業者によるカフェやレストラン、バーベキュー等の施設の整備や <b>ボール遊びの検討</b> 、プレーパーク開設等、公園の魅力向上に努めるほか、 <b>使われていない民有のスペースにおいて、市民緑地認定制度など様々な活用方法を検討します。</b>
2-11	本編 P34	基本施策3-1 個別施策④ 指定緊急避難場所としての活用	公園や緑地、農地は、災害時における避難場所や火災の延焼を防止するオープンスペースとしての防災上の役割とあるが、農地がオープンスペースとして防災上の役割が非常に大きい点については異論のないところ。しかし、農地を避難場所として使うことは現実的ではない。法的にも私有地である田畑に入ることはどうなのか？作物が植わっている状態で立ち入ることは問題である。従って「農地」「は削除し、「公園や緑地等」に改めるべきである。	・指定緊急避難場所として用いるのは、公共用地である公園・緑地であることから、誤解が生まれない表記方法に変更します。	有	本編P34 基本施策3-1 個別施策④ 下記の通り修正する  公園や緑地、農地は、災害時の防災機能をもつオープンスペースとしての役割があります。特に公園や緑地については、災害時における避難場所としての役割もあることから、防災機能を高め、活用していきます。
3-1	本編 P26	個別施策④	具体的な方法もないと、保存樹木は増えていかないと思うので、「区画整理区域内においても、一定規模以上の大径木については保存樹木指定により、計画の調整を検討する」と追加できないでしょうか。 具体例でいいますと、古間木地区の樹木高さ20m近くもあったかと思われる樺の木は、遠くからの目印になるほどの樹木でしたが、新設道路にかかるということで伐採されてしまいました。 道路の計画を樹木優先で微調整する事例は多くあるのでできないことではないと思います。また、仮に新規宅地内だったとしても樹木を切らずに残すことでその区画の土地の付加価値となったり、地域のシンボルになりうるほどの樹木だったように思います。 区画整理により、ある程度の樹木が伐採されるのは仕方のないことですが、例えば「幹周●m以上の樹木を区画整理図面にプロットして調整する」というステップを挟むことで、設計時点でもう少しきめ細やかな調整をできないものではないでしょうか。新たに緑を植えても同程度の規模になるのには何十年とかかるようなシンボルツリーについては、そのような検討を踏まえて保存樹木指定すると、新たに緑を植えるよりもずっと肌間隔での緑量が多く感じられると考えます。	・土地区画整理事業は、多くの地権者の宅地や、道路・公園といった公共用地の配置など、非常に多くの条件を勘案し計画を定めるものです。 ・個人の所有物である樹木・樹林の保存は、所有者の判断に委ねられていることから、樹木等を優先する計画変更は難しいと考えています。 ・一方、現在の事業計画では、斜面樹林は極力残す計画になっており、現在これらに加え更に斜面樹林を残すために事業計画変更も行っています。 ・保存樹木・樹林については、本計画の25ページの個別施策①「みどりの実態調査」を活用し、重要性の高い樹木・樹林の指定の推進や保全手法の検討・実施を行ってまいります。		

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	みどりの基本計画 修正案
			<p data-bbox="486 184 890 268">&lt;古間木の写真&gt; 左に見える2本の榎 エリアのシンボルになっている(2019.1)</p>  <p data-bbox="486 751 789 781">道路延長上の樹木(2019.10)</p>  		無	



No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	みどりの基本計画 修正案
			<p>伐採された樹木(2019.12)</p>  <p>このような樹木を保存樹指定により残せないかという意見になります。</p>			
3-2	P18	みどりの将来像図	<p>・以前のみどりの基本計画と比べて、かなり簡素な表現となっているようです。後の章に出てくる重点プロジェクトがわかりやすくよいのですが、今後「10年」と考えると重点プロジェクトに加えて、街路樹や緑の散歩空間・サイクリングロードといったネットワーク的なものについても目標に加えたほうがよいのではないのでしょうか。(別図でもよいと思います)</p>	<p>・歩行者空間と一体となり市内のみどりをつなぐ役割を果たす街路樹については、土地区画整理事業を進める運動公園周辺地区などで、本計画期間内に整備予定のものを目標値に含めています。(本編P21、資料編P23)</p> <p>・また、市全域で街路樹を含めたみどりの確保が必要だと考えていることから、市全域を緑化重点地区として設定しています。将来像図には、市全域が緑化重点地区だとわかるように、凡例を追加します。</p> <p>・なお、自転車ネットワークの計画について、別途策定する予定です。</p>	有	<p>本編P18-19 みどりの将来像図 緑化重点地区の凡例を追加</p>
3-3	P41	重点3	<p>・記載いただいている中に読み取れるようにも思われますが、斜面緑地については、斜面部分だけでなく、斜面の上下ある程度の幅を持ったみどりの土地利用の保全をご計画いただければと考えます。 国立市谷保の事例を見つけたので記載させていただきます。</p>  <p>斜面緑地下に遊歩道があり、農地を挟んで、住宅地となっている。 斜面緑地際まで宅地かすると、その1列の住宅の人のみの緑となってしまうが、これにより、斜面の緑をより多くの人々が享受できる。</p>	<p>・思井～芝崎地区、古間木～野々下地区については、斜面樹林を極力残すとともに、維持管理を適切に行えるよう、平地部や道路に隣接させた計画とし、また、斜面樹林の周囲に点在するみどりも含め、一体的に保全を図ってまいります。</p> <p>・斜面樹林の保全について、本編に掲載します。</p>	有	<p>本編P41 重点3</p> <p>下線部を追記 ■本プロジェクトでは、思井～芝崎地区、古間木～野々下地区のみどりを連続性のあるみどりとして一体的に<b>残し</b>、本市の特徴的なみどりとして保全します。</p>